

平成 15 年度

保育所入所申込受付のお知らせ



受付期間 平成15年1月6日(月)から1月31日(金)まで



町内の認可保育所の状況

| 保育所名 | 定員 | 住所 | 電話 | 備考 |
|-------|-----|----------|---------|----|
| 大崎保育所 | 110 | 仮宿1826 | 76-0049 | 町立 |
| 大丸保育所 | 30 | 横瀬1994 | 76-0555 | 町立 |
| 持留保育所 | 30 | 持留2444-1 | 76-3863 | 町立 |
| 菱田保育所 | 60 | 菱田2601 | 77-0568 | 町立 |
| 中沖保育所 | 30 | 菱田3093-2 | 77-0027 | 町立 |
| 野方保育所 | 90 | 野方6119 | 78-2324 | 町立 |
| 南光保育園 | 60 | 仮宿1555-2 | 76-0025 | 私立 |

保育所に関する 相談・苦情窓口設置

相談や苦情を各保育所及び大崎町役場福祉保健課児童係で受け付けます。申し出者のプライバシーは守られますので、お気軽にご相談ください。

保育時間

町立 7:30 から 18:00 まで

私立 7:00 から 19:00 まで

(18:00 から 19:00 までは延長保育で、別途、延長保育料が必要です。)

対象

家庭での保育に欠ける0歳児から就学前児童まで
(0歳児は生後6か月から)

必要書類は、福祉保健課
または保育所へ提出して
ください。



必要書類

- ①入所申込書
 - ②課税証明書（平成14年度分）
 - ③源泉徴収票（平成14年中の所得に関するもの）
 - ④確定申告書（確定申告される方）
 - ⑤家庭状況調査書
 - ⑥母親の就業証明書または出産・病人の看護・介護していることがわかる書類
- ※ ②～⑥の添付書類が未提出の場合は、入所決定を保留します。
(入所申込書は、大崎町役場福祉保健課及び各保育所に準備してあります。)

保育料

保育料は所得税・市町村民税の額によって決定されます。

| 市町村民税 | 区分 | 3歳未満 | 3歳以上 |
|--------|------------|---------|---------|
| 生活保護世帯 | | 0円 | 0円 |
| 非課税世帯 | | 7,000円 | 5,000円 |
| 課税世帯 | | 15,000円 | 12,000円 |
| 所得税 | 64,000円未満 | 22,000円 | 19,000円 |
| | 160,000円未満 | 30,000円 | 27,000円 |
| | 408,000円未満 | 37,000円 | 29,000円 |
| | 408,000円以上 | 41,000円 | 30,000円 |

※2人目は半額、3人目以降は10分の1になります。



必ずお読みください。

親、兄弟姉妹などと 同居されている方へ！

平成15年度からの保育料は、**同居して
いる親や兄弟姉妹の税額も合算して
決定**されます。(平成14年度の県の指導による。)

《問い合わせ先》

大崎町役場福祉保健課児童係

T E L 76-1111 (内線 142)

E メール fukushi@town.osaki.kagoshima.jp